

戸沢村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日
戸沢村長
戸沢村議会議長
戸沢村選挙管理委員会委員長
戸沢村教育委員会委員長
戸沢村農業委員会会長
戸沢村監査委員

戸沢村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、戸沢村長、戸沢村議会議長、戸沢村選挙管理委員会委員長、戸沢村教育委員会委員長、戸沢村村農業委員会会長、戸沢村監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、課長会議において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、村議会事務局、村選挙管理委員会事務局、村教育委員会事務局、村農業委員会事務局、監査委員事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

この目標は、村長部局、村議会事務局、村選挙管理委員会事務局、村教育委員会事務局、村農業委員会事務局、村監査委員事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。なお、村長部局をはじめ各事業主全部を合計した

目標である。

○村長部局・議会事務局・選挙管理委員会事務局・教育委員会事務局・農業委員会事務局
監査委員事務局

【配置・育成・教育訓練及び評価・登用に係る目標】

- ① 平成 33 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 26 年度の実績（0%）より 10%以上引き上げ、10%以上にする。
- ② 平成 33 年度までに、本庁係長相当職以上の女性職員の割合を、少なくとも平成 26 年度の実績（20.5%）の 5 割増の 30%以上にする。
- ③ 平成 33 年度までに、本庁係長相当職から本庁課長補佐相当職に昇任した職員の女性割合を平成 26 年度の実績（13.6%）より引き上げ、20%以上にする。

【長時間勤務関係の課題解決に向けた目標】

- ① 平成 33 年度までに、月に 40 時間以上超過勤務を行う職員の割合を、平成 26 年度の実績（8.5%）より 3.5%以上引き下げ、5%以下にする。
- ② 平成 33 年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、平成 26 年度の実績（月 6 時間）から 1 割以上縮減し、月 5 時間以下にする。
- ③ 平成 33 年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成 26 年度の実績（63%）より 2 割以上引き上げ、75%以上にする。

【仕事と家庭の両立に係る目標】

- ① 平成 33 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 5%以上にする。
- ② 平成 33 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 50%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

この取組は、村長部局、村議会事務局、村選挙管理委員会事務局、村教育委員会事務局、村農業委員会事務局、村監査委員事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。なお、村長部局をはじめ各事業主共通の目標である。

○村長部局・議会事務局・選挙管理委員会事務局・教育委員会事務局・農業委員会事務局
監査委員事務局

【配置・育成・教育訓練及び評価・登用に係る課題解決に向けた取組】

- ① 平成 28 年度より、個々の女性職員の事情に応じて、個別に育成方針を立てるなど、柔軟な人事プランを作成する。
- ② 平成 28 年度より、係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- ③ 平成 28 年度より、女性職員のみを対象とする研修への派遣を行う。

【長時間勤務関係の課題解決に向けた取組】

- ① 平成 28 年度より、超過勤務の縮減に向け、年度当初及び年頭のタイミングに合わせて村長から全職員向けのメッセージを発信する。
- ② 平成 28 年度より、新たに毎週金曜日を定時退庁日に設定するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- ③ 平成 28 年度より、各所属において、職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図り、超過勤務の偏りの解消について検討を行う。
- ④ 平成 28 年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。

【仕事と家庭の両立に係る課題解決に向けた取組】

- ① 平成 28 年度より、組織として、男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。
- ② 平成 28 年度より、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員(又は人事担当課)が各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等)の活用促進に関する助言を行う。
- ③ 平成 28 年度中に、各種両立支援制度に関する情報を職員に提供する。